

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和2年3月2日

-229号-

消費生活トラブル情報

注目!



注文した覚えはないのに？不審なメールに注意！



相談事例



スマートフォンに「注文承りました」というメールが届いた。15,180円的美顔器を明日、代金引換配達で届けるという内容だが、注文などしていない。メールには「代金引換で届いた商品を受取拒否した場合、送料等を請求する」と書いてある。どうすればよいか。

アドバイス



●不審なメールは無視しましょう

⇒ 「心当たりがなければ返信を」と書かれている場合がありますが、返信してしまうと、住所・氏名等の個人情報を記入させるメールや、金銭の支払いを請求するメールが送られてくる可能性があります。



●商品が届いても受け取らないようにしましょう

⇒ 万が一、商品が届いた場合は、受け取り拒否をしましょう。
代金引換 配達であっても注文していないのですから、送料を含め代金を一切支払う必要はありません。



●困ったときは消費生活センターに相談しましょう

○参照先：東京都消費生活総合センターHP <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/191211.html>

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

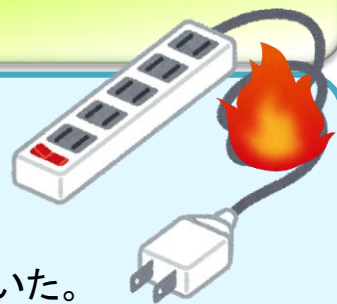
※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

テーブルタップの事故に注意！



事例

- テーブルタップ付近から出火し、周辺が焼けてしまった。
⇒電源コードを机の脚で踏んでいたために、コードが断線していた。

アドバイス

- 延長コードやテーブルタップの電源コードを折り曲げる、踏みつける、といった使い方をすると、電源コードが断線して、異常発熱や発火の原因となるおそれがあります。
- 電源コードを机やドアなどに挟み込まないように、設置場所に配慮しましょう。キャスターなどが通過する場所は電源コードにカバーを付けるなどすることで、保護できます。

参照先: 独立行政法人製品評価技術基盤機構HP

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2019fy/vol348_200114.html

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネットトラブル ●通信販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス等)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など積極的で消費者教育を紹介しています。

○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

○消費生活情報コーナー

入口側にもパンフレットなど豊富な情報をお見せできるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!



「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。